

平成20年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成20年3月6日 午前10時00分 開会
午後 2時49分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	10番	下 村 正 樹
11番	岡 島 辰 雄	13番	西 川 弥三郎
14番	南 要	15番	亀 井 一二三
16番	高 井 悦 子	17番	白 石 栄 一
18番	石 井 文 司		

欠席議員1名 12番 野 志 昭

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	高 木 久 雄
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 孝 彦	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	井 上 理 恵		

6. 会議録署名議員 2番 朝 岡 佐一郎 16番 高 井 悦 子

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3	議第1号	葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第4	議第2号	葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第5	議第3号	葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第6	報第1号	葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第7	議第4号	葛城市後期高齢者医療に関する条例を制定することについて
日程第8	議第5号	葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例を制定することについて
日程第9	議第6号	葛城市行政組織条例の一部を改正することについて
日程第10	議第7号	葛城市都市計画審議会条例の一部を改正することについて
日程第11	議第8号	葛城市監査委員条例の一部を改正することについて
日程第12	議第9号	葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
日程第13	議第10号	葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
日程第14	議第11号	葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
日程第15	議第12号	葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
日程第16	議第13号	葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
日程第17	議第14号	葛城市母子医療費助成条例の一部を改正することについて
日程第18	議第15号	葛城市老人医療費助成条例の一部を改正することについて
日程第19	議第16号	葛城市心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて
日程第20	議第17号	葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
日程第21	議第18号	葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
日程第22	議第19号	土地改良事業の施行について
日程第23	議第20号	工事請負契約の変更契約の締結について（忍海小学校校舎改築・改造工事）
日程第24	議第21号	平成19年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
日程第25	議第22号	平成19年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
日程第26	議第23号	平成19年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

- 日程第27 議第24号 平成19年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第28 議第25号 平成19年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第29 議第26号 平成19年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第30 議第27号 平成19年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第31 議第28号 平成20年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第32 議第29号 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第33 議第30号 平成20年度葛城市老人保健特別会計予算の議決について
- 日程第34 議第31号 平成20年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第35 議第32号 平成20年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第36 議第33号 平成20年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第37 議第34号 平成20年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第38 議第35号 平成20年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第39 議第36号 平成20年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第40 議第37号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第41 議第38号 平成20年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、平成20年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成20年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成20年度予算を含む多くの重要案件が提出されているわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第41までの39議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略させていただきます。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付しておりますので、報告書により、ご了承願いたいと思います。

次に、今回提出されました意見書案等につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

ここで、吉川市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

吉川市長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、葛城市議会平成20年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方におかれましては公私何かとお忙しい中、出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろは市政推進のために活発な議会活動の中から、市政に対しましてのご指導、ご鞭撻をいただいておりますことにつきまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今議会に提案をお願いいたします案件は、人事案件ほか38件でございます。提案の都度、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りまして、適切なお決定を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

本日はどうもご苦労さんでございます。ありがとうございます。

西川議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、2番、朝岡佐一郎君、16番、高井悦子君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っております。運営委員長から報告を願います。

14番、南 要君。

南議会運営委員長 おはようございます。

平成20年度第1回葛城市議会定例会に当たり、去る2月28日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果報告をいたします。

まず、議事日程及び審査方法でございますが、日程第3、議第1号から日程第5、議第3号までの人事案件3議案につきましては一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、一括討論を行い、1議案ごとに採決いたします。

日程第6、報第1号につきましては報告案件でございます。上程し、その内容説明を受け、質疑のみをいたします。

ここで、次の日程に入る前に、市長から平成20年度の施政方針がございます。

次に、日程第7、議第4号から日程第21、議第18号までの15議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、総務文教常任委員会には議第6号、議第8号から議第12号までを、民生水道常任委員会には議第4号、議第5号、議第13号から議第18号を、都市産業常任委員会には議第7号をそれぞれ付託いたします。

次に、日程第22、議第19号から日程第30、議第27号までの9議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、総務文教常任委員会には議第20号、議第21号、議第25号を、民生水道常任委員会には議第22号、議第23号、議第26号、議第27号を、都市産業常任委員会には議第19号及び議第24号をそれぞれ付託いたします。

次に、日程第31、議第28号から日程第41、議第38号までの新年度予算11議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

なお、定数は9名とし、委員は各常任委員会より3名ずつ選出願います。

以上で1日目は散会いたします。

なお、葛城市議会委員会条例の一部改正につきましては議員提出議案とし、議会運営委員会から提出いたしまして、本会議2日目に上程から採決までいたします。議案につきましても、本会議2日目に議席に配付いたしますので、ご了承願います。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日、3月6日から21日までの16日間とし、7日午前9時30分から総務文教常任委員会、10日午前9時30分から民生水道常任委員会、11日午前9時30分から都市産業常任委員会、12日、13日、14日午前9時30分から予算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。17日、18日は予備日とし、19日午後1時30分から本会議を開催し、各委員会に付託されました議案につきましては、委員長より審査結果についての報告を願い、質疑、討論の後、採決、一般質問を行います。21日午前10時から本会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

続いて、意見書案等は4件ございます。お手元に配付のとおり、所管においてご協議願います。

続いて、一般質問でございますが、通告期限であります本日午後5時までに議長へ提出願います。なお、制限時間は質疑答弁を含めて1人60分であります。

以上でございます。皆様のご理解をお願いいたします。

西川議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日6日から21日までの16日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6日から21日までの16日間と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第1号から日程第5、議第3号まで、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3議案を一括議題といたします。

本3議案を事務局長に朗読させます。

飯田事務局長 命により、朗読いたします。

議第1号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市新庄●●●

氏名 田中邦男 昭和●年●月●日生

平成20年3月6日提出

葛城市長 吉川義彦

議第2号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市山田●●●

氏名 住野弘明 昭和●年●月●日生

平成20年3月6日提出

葛城市長 吉川義彦

議第3号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。
地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求め
る。

記

住所 葛城市竹内●●●

氏名 仲田博則 昭和●年●月●日生

平成20年3月6日提出

葛城市長 吉川義彦

以上です。

西川議長 本議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第1号から議第3号までの3議案につきまして、一括して
提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、ご提案を申し上げるもの
でございます。

最初に、議第1号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
についてでございますが、本案につきましては、葛城市新庄●●●、田中邦男氏を引き続
き選任いたしたく、提案をするものでございます。

次に、議第2号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
についてでございますが、本案につきましては、葛城市山田●●●、住野弘明氏を引き続き
選任をいたしたく、提案をするものでございます。

最後に、議第3号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
についてでございますが、本案につきましては、葛城市竹内●●●、仲田博則氏を引き続
き選任いたしたく、提案をするものでございます。

以上の3名の方々につきましては、固定資産の評価に関しまして知識、あるいは人格、
識見ともすぐれており、最適任者であると認めまして、選任をしたいので、よろしくご同
意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑、一括討論とし、採決は1議
案ごとに行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第3、議第1号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、議第2号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、議第3号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第3号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第6、報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

副市長。

岡本副市長 ただいま報第1号で上程になっております葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、開発公社の予算書によりまして、ご説明申し上げたいと思います。

まず、予算書の4ページお願いいたします。

平成20年度の葛城市の土地開発公社の事業計画書でございます。

一つ目の取得事業明細でございまして、新庄駅前通り線街路事業用地、土地につきましては8筆、384.8平米、補償7件でございまして、土地の取得につきましては9,315万円でございます。地方特定道路整備事業用地、土地で3筆、81.79平米でございまして、818万円でございます。正田本線道路改良事業用地、土地で2筆、954.53平米でございまして、6,034万円でございます。柿本・笛堂地内道路改良事業用地、土地で8筆、1,529.33平米、補償2件でございまして、3,908万円でございます。公有用地の取得事業費で5,000万円、合計2億5,075万円でございます。

次に、売却事業明細でございます。

新庄駅前通り線街路事業用地、土地で14筆、補償で12件でございまして、面積につきましては811.18平米、土地の売却原価につきましては3億1,503万円でございます。土地の売却収益につきましては3億1,818万円でございます。地方特定道路整備事業用地、土地で6筆でございまして、面積で164.81平米、土地の売却原価につきましては1,390万円、土地の売却収益につきましては1,404万円でございます。市道木戸八ノ坪・岩谷川線道路改良事業用地、土地で3筆、補償で2件でございまして、面積が674.50平米、土地の売却

原価3,580万円、土地の売却収益3,615万円。柿本・笹堂地内道路改良事業用地、土地で8筆、補償で2件、面積にいたしまして1,529.33平米、土地売却原価につきましては3,986万円、土地売却収益につきましては4,026万円でございます、面積の合計といたしまして3,179.82平米、土地の売却原価の合計につきましては4億459万円。土地の売却収益につきましては4億863万円でございます。

次に、6ページお願いいたします。

平成20年度の葛城市の土地開発公社の予定の損益計算書でございます、平成20年4月1日から平成21年3月31日の1年間でございます。

事業収益、公有地取得事業収益、4億863万円、事業原価、事業総収益が404万円、公有地取得事業原価でございますが、4億459万円でございます。一般管理費で、事業損失で37万円。事業外収益で、受取利息で1万円。雑収益で15万円、合計16万円でございます、経常利益につきましては383万円、当期の純利益につきましては同額でございます。

次に、7ページで、20年度の葛城市土地開発公社の予定の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。

流動資産で現金及び預金973万8,000円、公有用地で5,000万円、代行用地で7億8,058万円。流動資産合計につきましては8億4,031万8,000円でございます、資産の合計につきましては同額でございます。

負債の部でございます。

流動負債、借入金で7億4,023万1,000円、未払金はゼロでございます。流動負債合計につきましても7億4,023万1,000円でございます、負債の合計は同額でございます。

次に、資本の部でございます。

資本金、基本財産として500万円でございます。準備金、前期繰越準備金で9,125万7,000円。当期の純利益で383万円、準備金の合計で9,508万7,000円でございます。資本合計につきましては1億8万7,000円でございます。負債資本合計につきましては8億4,031万8,000円でございます。

次に、8ページお願いいたします。

収益的収入及び支出の予算の説明書でございます。

収入の部でございますが、事業収益で公有地売却収益が4億863万円、事業外収益の受取利息で1万円、雑収益で15万円、合計で4億879万円でございます。

次に、9ページの支出でございます。

事業原価で、公有地の売却原価につきましては4億459万円でございます。一般管理費の経費の部でございますが、需用費で5万円、委託料で30万円、負担金で2万円、経費の合計が37万円でございます。総合計につきましては4億496万円でございます。

次に、10ページ、資本的収入及び支出の予算の説明書でございます。

収入の部でございます。

資本的収入、借入金で2億7,075万円、合計も同額でございます。

次に、11ページ、支出の部でございます。

資本的支出で公有地の取得事業費 2 億7,075万円、借入金の償還金でございます 4 億459万円、支出合計が 6 億7,534万円でございます。

次に、2 ページお願いいたします。

収益的収入及び支出の予算でございます。

収入の部で、事業収益で公有用地の売却収益 4 億863万円、事業外収益で、受取利息で 1 万円、雑収益で15万円、合計 4 億879万円でございます。

次に、支出でございます。

事業原価、公有用地の売却原価につきましては 4 億459万円、一般管理費、経費につきましては37万円。合計 4 億496万円でございます。

次に、3 ページの資本的収入及び支出予算でございます。

収入の部でございますが、資本的収入で、借入金で 2 億7,075万円でございます。合計につきましても同額でございます。

次に、支出の部でございます。

資本的支出で、公有地の取得事業費で 2 億7,075万円、借入金の償還金で 4 億459万円、合計 6 億7,534万円になるわけでございます。

次に、1 ページでございます。

平成20年度の葛城市の土地開発公社の予算は次に定めるところによるということございまして、2 条の収益的収入及び支出でございますが、収益的収入で 4 億879万円、収益的支出で 4 億496万円でございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入につきましては 2 億7,075万円、資本的支出につきましては 6 億7,534万円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4 億459万円につきましては、損益勘定留保資金をもって補てんするものとするということでございます。

次に、第 4 条、借入金でございます。

借入金の限度額を35億円と定めさせていただきます。

以上で、葛城市の土地開発公社の経営状況の報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4 番、藤井本君。

藤井本議員 ただいま、葛城市土地開発公社の経営状況ということの報告を受けたところでございます。

私が思っているのは、開発公社のこの規模ですので、順調に、良好に推移しているだろうという見地を持ちながら、その中身について個別にお聞きするんじゃなくて、その評価というものについて教えていただきたく、2 点お伺いするものでございます。

土地開発公社の経営状況、貸借対照表、また損益計算書もつけていただいているわけですが、公共用地の先行取得をされてるということで、まず借入金で先行取得して、基準

に基づいて、法の定めに基づいて約1%の経費をつけて、それをプラスして一般会計で買い取るということなので、普通で言うたら、うちだけと違って、どこの土地開発公社も損益上、今のところ損は出てこないだろうというのが普通の流れであります。

そこでお聞きしたいんですけども、土地開発公社、全国的に見るといろんな問題も出てきてるわけで、葛城市の場合、私が知っておきたいのは、まず1点目、今申し上げたように簿価で評価してるわけですよ。買い取った価格、または補償費を入れて、そこに借入金利息、または一般管理費、費用面を、その基準に基づいてプラスしてるということで、プラスにはならないですけども、まずこの時価評価というんですか、何らかの形で一定期間に一度は時価評価をしなければならないという定め、またはそういう報告をしなければならないとされておるわけですけども、この時点ではないにしろ、直近でそういう評価、ここに記載されてる簿価じゃなくて時価に近い何らかの評価ですね、されてると思います。それについてあれば、直近のものをご報告いただきたい。

それに基づいてですけども、2点目。

この土地開発公社、先ほども申し上げてるように全国的にいろんな問題が出てます。その中で、国の方は経営状況に応じて経営改善計画を提出しなさいよというような自治体もございます。こういうところが問題化されてるわけですけども、この経営改善計画を出しなさいよというふうに指定されるには、いろんなハードル、何点かの厳しいハードルがあって、そこに落ちてしまうと経営状況を、改善計画を報告しなければならないというふうにされてるわけですけども、葛城市の場合、このボリュームだし、私、先ほど冒頭に申し上げたように、順調に推移してると思ってるんですけども、そういったところの現状ということについて、確認のためにご答弁をいただきたいと思います。

西川議長 副市長。

岡本副市長 藤井本議員のご質問でございますが、現在の保有しておる簿価の金額、あるいはまた時価に直してどうなっておるか、こういう質問をいただいておりますのでございまして、現在の所有の簿価につきましては11億8,724万4,701円ということで踏んでおるわけでございます。今、実勢価格というご質問であるわけでございますが、私どもの今、把握しておりますのが、いわゆる税の評価の路線価という価格で評価をいたしておるわけでございます。その分につきましては、現在の評価につきましては6億4,113万8,195円というような金額であるわけございまして、今おっしゃるように約2億5,000万円ほどの差が出るんじゃないかなというふうに考えておるわけでございます。この分につきましては、できるだけ売却できるものは速やかに売却していきたいということであるわけございまして、一般会計に渡すときには、今ご指摘の、いわゆる金利、あるいはまた事務費ということになっておるわけございまして、できるだけ健全な経営で進めてまいりたいと、このように思っておるわけでございます。

また、2点目の経営健全化の内容ということでお尋ねがあるわけでございます。この公社の経営健全化というものにつきましては、この対策要綱が定められておったわけございまして、この目的につきましては土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づきま

して、地方公共団体の債務保証等により借り入れた資金によって保有されてる土地の縮減、あるいはまた遊休保有土地の用途の変更、その他の土地開発公社の経営の健全化を促進することにより、地域の秩序ある整備と地方財政の健全性の確保に資することを目的とすると、このような目的があるわけでございまして、今ご質問の内容につきましては、公社の経営健全化団体ということでございまして、今言われておりますのは、三つの考え方があるのではないかなというふうに考えておるわけでございます。

まず一つ目につきましては、平成18年度は算定しとるわけでございまして、平成18年度の一般会計、葛城市の標準財政規模に対してまして、公社が所有している金額、これが0.5%以上のもの、あるいはまた5年以上保有しておるというものにつきましては、0.2以上の数値であらわすと。この分につきましては、今ご指摘の、国の方に健全化計画を提出しなさいと、こういうふうになっておるわけでございます。ちなみに参考までに、私どものことにつきましては平成18年度の標準財政規模につきましては75億9,730万6,000円、こういう数字が出ておるわけでございまして、現在の保有しております簿価につきましては11億8,724万4,701円と先ほど申し上げたわけでございます。率にいたしますと0.156ということでございますので、この基準には達しておらないというわけでございます。

また、二つ目につきましては、いわゆるその財政規模に値するものが0.25以上、あるいはまた5年以上の保有の分につきましては0.1以上というようなことになっておるわけでございまして、いずれにいたしましても葛城市の公社につきましては、今、藤井本議員のご指摘の国に対する、いわゆる健全化計画提出というような団体ではないということで、ご理解を賜りたいと思います。今後ご心配をかけないような、健全な財政の運営にしていきたいと、このように思っておるところでございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

西川議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 きちんのご説明ありがとうございました。

簿価評価してて、約2億5,000万円のマイナスだと。補償費等も含まれるし、もちろん簿価から下がるとというのは当然であります。これは個人的な、ここにおいで各議員方も、その思いは違うでしょうけども、私自身もう少し差があるのかなと思ったぐらいで、かなりの回転率があるんじゃないかなという評価と、ボリュームは小さいので、健全経営されてる、健全に推移されてるというふうに認識したところでございます。

また、国が、国と言うのか、定めておるいろんなハードル、それについても、そこまで、悪いハードルですね。これ以上なったらだめですよと、ボリュームまたは長期というふうな問題もありますけど、そこは葛城市土地開発公社はほど遠く、そこまでいってないというふうに認識させてもらいました。

今、副市長からございましたように、今後も新聞紙上、この開発公社というのはよく載ってまいります、悪い意味で。葛城市はいいんだという認識で、私たちも見守りたいと思いますので、引き続き、今おっしゃったように健全な経営を続けていただきますことをお願いして終わります。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 報告事案として提案されております本件について、若干の質疑をしておきたいと思いません。

この間、開発公社、土地開発公社の事件が多発している。ご承知のように、高取町では町長がその用地の取得にかかわって逮捕されるというふうな事件がございました。その内容というのは乱脈な、専制的な公社の経営によって、全く信じがたい事象によって不正が行われていた。公印の管理が理事長である町長が管理をし、そしてその公印によって他の理事そのものが知らない間に土地が購入をされているというふうなことがございました。本市では、そのようなずさんな経営はないと、このように思いますけれども、他山の石として、今、用地の取得に当たって、どのような体制、あるいは手続によって、理事会、開発公社としての公平な、適正な運営を確保されているか、この点をご確認をしたいというふうに思いますし、公印の管理等、どのような実態にあるのか、この点もお伺いをおきたい。

以上です。

西川議長 副市長。

岡本副市長 白石議員からいろいろご質問いただいたわけでございまして、白石議員ご存じのように、私どもの開発公社の理事につきましては、理事が7名、監事が2名、事務局2名ということで運営をいたしておるわけでございまして、私が責任者ということであるわけでございまして、そのほかに企画部長、総務部長、都市整備部長、産業建設部長、都市計画課長、建設課長、いわゆる用地を主に取得する部課の長が理事ということになっておるわけでございます。購入する場合につきましては、いわゆる担当課で購入いたしておるわけでございますけれども、その都度、理事会に諮りまして、いわゆる購入価格そのものを点検しながらやっておるというわけでございます。

経営状況につきましては、月1回理事会を開いて検討させてもらっておるということと、それから今ご指摘の公印等の管理につきましては収入役の金庫に預けておるわけでございます。事務局なり私の方に、絶えず印鑑を置いておるというようなことは絶対にやっていないということであるわけでございますので、その点をご理解賜りたいと思います。

西川議長 17番、白石君。

白石議員 副市長の方からご答弁をいただきました。

高取町の場合は、理事の中に議員も入っていたということですね。行政等のチェックをすべき議員が入っていないながら、ああいう事件が起こったわけで、全く手の打ちようがないというふうな環境にあった。監査の問題もそうだというのも、そういう意味では行政が当然責任を持って運営するというのは当たり前のことでありますけれども、やはり外部理事を、しかるべき資格を持った理事を選任する、あるいは外部監査を導入する、こういうことも採用し、開発公社の経営の透明性を図っていくということが私は大事ではないかというふうに思います。この点を申し上げて、質疑を終わっておきたいというふうに思います。

以上です。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

ここで市長より、平成20年度の施政方針を受けます。

市長。

吉川市長 本日、平成20年度予算案を関係議案とあわせてご審議を願うに当たり、新年度における重点及び新規施策を中心に所信を申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成20年度は、私が平成16年10月に市長に就任して以来、1期目の任期最後の年となります。この間、「住みつづけたいまち、住んでみたいまち葛城市」の創造を目標として、全力で取り組んでまいりました。今後も総合計画に掲げる「悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快シティ葛城」の実現に向けて、一層気を引き締め、全力で取り組む所存でございます。

さて、我が国の経済は、少子化の進展に伴う生産人口の減少、高齢化による医療費、福祉関係費の増加、一部の都市を除く地方経済の低迷等の課題に加え、昨年よりの原油、原材料価格の高騰に伴う生活必需品の物価上昇等、景気を押し下げる要因となる新たな課題が生じております。

また、国は膨大な累積債務を減らすため、2010年代初頭に債務の借り入れ及び償還を除いた歳入歳出の差、いわゆるプライマリーバランスの黒字化を目指しておりまして、今後とも地方交付税や補助金等を削減する圧力は強まっていくものと思われま。

本市におきましても、今後、さらに財政状況が厳しくなると予想されますが、限られた財源の中で市役所内部の機構の見直し、人員の適正化等に取り組むことで、効率的かつ効果的な行財政運営に努め、市民満足度を高めるための各種の施策を推進すべく、予算案の編成をしたところであります。

それでは、新年度の主要施策につきまして、総合計画に定めました四つの政策の柱に基づき、その概要の説明を申し上げます。

第1、安全・安心のまちづくり。安全が守られ、安心して暮らせるまち、子どもたちの安全の確保でございます。

まず、子どもたちの安全対策につきましては、それぞれの地域でお取り組みをいただいておりますが、市といたしましても小学生の下校時の安全確保、犯罪抑制を図るため、引き続き、児童安全パトロールを15人体制で実施してまいります。

次に、青色防犯パトロールにより、地域社会と子どもの安全の確保に努めておりましたが、本年度も引き続き、高田地区地域安全推進委員の皆様と職員との協働で、パトロールを実施してまいります。

次に、児童生徒が地震等の災害時にも安心して学習できるよう、教育環境の充実を図る

ため、昨年度からの継続として、忍海小学校校舎改築・改造工事、また、平成21年度に予定をしております新庄中学校校舎改築工事及び當麻小学校校舎地震補強、大規模改造工事についての実施設計を進めてまいります。

次に、自然災害や火災等への安全性の向上でございます。

まず、地震災害に対する取り組みについて、本年度は大規模地震に対する平素からの備え、また、災害時の対応についての個別具体的な行動目標を定める葛城市地震防災対策アクションプログラムを策定いたします。このプログラムによって、大規模地震の発生時に迅速で的確な対応ができるよう、緊急連絡体制の強化及び防災対策の推進、充実に努めてまいります。

次に、住宅の耐震診断につきましては、個人木造住宅の耐震診断支援事業を本年度より個人負担なしで実施するとともに、昨年度策定をいたしました耐震改修促進計画に基づいて、地震のハザードマップを策定し、また、洪水に対する取り組みにつきましては、奈良県が作成されました河川浸水想定地区地図をもとに、人的被害等を防ぐため、本市の浸水想定区域及び避難場所を記載した防災洪水ハザードマップの策定をし、大規模地震や水害の発生に備えた安全な地域づくりに努めてまいります。

次に、本年8月に、奈良県総合防災訓練が本市を会場に開催されることを契機として、より一層の市民皆様の防災意識の高揚に努めてまいります。

また、自主防災組織の結成に向け、引き続き支援をするとともに、消防署において自主防災組織及び各大字を中心とした地域の防災訓練を実施してまいります。また、第2分団に配置をしておりました消防ポンプ自動車を更新し、地域防災力の向上に努めてまいります。

事故や病気に対する安心感の向上。

まず、休日及び年末年始の急病への対応といたしましては、葛城地区休日診療所において、本年度も引き続き応急診療を行ってまいります。

また、本年度より、小児の深夜診療への対応として、橿原市休日夜間応急診療所において、応急診療を行ってまいります。

次に、AED、自動体外式除細動器の公共施設への設置については、昨年度までに両庁舎を初め、13の公共施設に設置してまいりましたが、本年度は全小学校に設置するものとし、これにより市内18の公共施設に設置されることになります。

また、本年度も市民皆様への普通救命講習会を開催するとともに、来庁者等の突発的な急病に適切に対処できるよう、職員を対象とした講習会も引き続き開催いたします。さらに消防署におきましても、救急救命士の技術の向上を図り、より一層、救急救命に万全を期してまいります。

食育、食に対する安心感の向上。

食は命の源であり、私たち人間が生きていく上で非常に重要なものであります。本市におきましては、市民皆様が生涯を通じた健全な食生活が実現できるよう、食育への取り組みに努力を重ねてまいります。

まず、保育所につきましては、本年度も地元野菜を取り入れ、栄養士を中心に正しい食事のあり方、食べ物の大切さや感謝する気持ち等さまざまな体験を通して、乳幼児期からの発達段階に応じた食育の推進を図ってまいります。

次に、幼稚園、小・中学校の給食センターにつきましては、給食費補助の継続とあわせ調理、献立に工夫を凝らしながら、安全でバランスのとれた栄養豊かで魅力ある学校給食を供給し、食育の推進を図るとともに、より一層の衛生管理の徹底と食材の選定に注意を払い、食中毒防止に努めてまいります。

市民生活の安心感の向上。

まず、架空請求、悪徳商法等の苦情相談に対応するための消費者相談窓口につきましては、本年度より両庁舎で毎月1回ずつ開設し、消費者トラブルの拡大防止に努めてまいります。

次に、無料法律相談につきましては、複雑化する社会情勢に伴い、相談件数も増加しておりますが、本年度も引き続き新庄庁舎と當麻文化会館で、弁護士による無料相談所を毎月1回ずつ開設するとともに、奈良県弁護士会の中南和法律相談センターもあわせてご利用いただき、市民の皆様の不安や心配ごとの解消に努めてまいります。

第2、愛着・快適のまちづくり。

自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存する愛されるまち、快適な生活環境の保全。

まず、本定例会においてご審議をお願いしております葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例により、産業廃棄物を取り扱う事業者に対し、本市が必要な助言と指導を行うとともに、産業廃棄物処理施設設置に当たっては地元住民との対話を促し、産業廃棄物の適正な処理を推進してまいります。

また、本年度からの新しい取り組みとして、電柱やガードレール等に違法に掲出されたはり紙・はり札等の撤去にボランティアの方々がご協力をしていただき、違反簡易広告物追放推進員制度を開設いたします。さらに、市民の皆様のご協力を得ながら、引き続き市内一斉清掃活動の推進、不法投棄の監視体制の強化を図ってまいります。

次に、循環型社会への取り組みにつきましては、ごみの分別収集の促進、減量化に向け、再生資源集団回収助成等の施策を本年度も引き続き実施し、また、広報紙等を通じて、市民の皆様に啓発を図ってまいります。

次に、既存の両クリーンセンターにつきましては、平成25年度までに更新時期を迎えることから、新クリーンセンターの統合改修に向けての用地選定等に積極的に着手してまいります。

次に、水道事業につきましては、本年度も原水確保に関係地域のご理解とご協力を賜りながら、県営水道から120万トンの受水を行い、さらなる安定供給を図ってまいります。

また、水質の安全対策に万全を期すとともに、寺口受配水池の耐震補強補修工事、その他各浄水施設の設備改良を行い、あわせて経営の健全化に向け、引き続き企業債の繰上償還を図ってまいります。

次に、下水道事業につきましては、現在約997ヘクタールが供用開始となっており、普

及率は95.7%、水洗化率は80.7%となっており、本年度も管渠布設工事を推進するとともに、水洗化率の向上に努めてまいります。

また、昨年度に引き続き、高金利の地方債の公債費負担を軽減するため、下水道事業債の繰上償還等を行い、経営健全化を図ってまいります。

次に、森林資源の保全につきましては、本年度も引き続き造林事業、間伐等促進事業に対する補助制度を実施するとともに、森林環境税を活用した里山林の機能回復事業、奈良の元気な森林づくり推進事業を実施することにより、間伐促進事業を推進してまいります。

歴史・文化の保全と交流の促進であります。

まず、歴史博物館につきましては、石光寺、當麻寺等の古代寺院跡から出土した仏の姿を粘土板上に浮かび上がらせたもので、建物内部の装飾に用いられた埴仏に着目し、仏のレリーフと題する特別展を開催いたします。

次に、文化財の保全につきましては、国宝當麻寺本堂ほか、5棟の国宝・重要文化財建造物の消火設備老朽化による漏水の改良等が本年度も引き続き実施されるに当たり、国、県とともに、文化財保全の観点から事業助成を行ってまいります。

また、村井住宅や當麻寺大師堂等の指定文化財の保存・保全事業につきましても、県ともども、所有者に対する事業助成を行い、貴重な国民財産である文化財の保全を図ってまいります。

次に、観光の振興につきましては、二上山、當麻寺を中心に、2010年に開催される平城遷都1300年事業による奈良県への観光客を本市へ誘致できるようアピールしてまいります。また、昨年度、相撲館で実施をいたしました田子ノ浦部屋による「けはや座場所」を本年度も開催してまいります。

日常生活の利便性の向上。

まず、新庄駅前通り線整備事業でございますが、本年度も引き続き国道24号線交差点の西側区域、延長約140メートルの部分の道路改良工事を実施するとともに、関係者のご理解とご協力を得ながら、平成21年度の完成を目指して、積極的に取り組んでまいります。

次に、JR大和新庄駅周辺地域における都市再生整備計画については、関係者のご理解とご協力をいただき、本年度もJRの架道橋改築工事等を継続して、事業推進に努めてまいります。また、土地区画整理事業につきましては、既に土地区画整理組合により工事に着手されており、本年度早期の完成を目指した事業の推進が見込まれております。

次に、疋田本線につきましては、全線の完了を、中道・諸楯線につきましては、葛木から県道寺口北花内線までの供用を目指し、それぞれ取り組んでまいります。また、辨之庄・木戸線につきましては県事業としての推進を要望し、また、尺土駅前整備事業につきましては、事業推進に向けて関係者のご理解とご協力を得ながら、本年度中に地元協議を終え、平成21年度の事業実施に向け、国、県と協議を重ねてまいります。

次に、国道165号線大和高田バイパスの事業進捗でございますが、辨之庄及び太田地区より国道166号線までの区間の測量業務を昨年度末に完了され、本年度内に設計を完了される予定でございます。また、国道166号線竹内地区歩道整備につきましては本年度で完

了されます。また、県道樫原新庄線につきましては、本年度は葛城市内、大和高田市、御所市の一部を含め、用地買収を進めていただく予定でございます。

次に、公共バスにつきましては、昨年4月から葛城号の停留所を13カ所に増設し、あわせてミニバスの運行を新たに開始し、葛城市社会福祉協議会の協力を得て、ゆうあい号とも連携をとることで利便性の向上を図ってまいりました。今後もより多くの方々にご利用いただけるよう努めてまいります。

地域産業の振興。

まず、土地改良事業につきましては、引き続き農業農村総合整備事業による圃場整備、農道整備、ため池整備事業を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、小規模事業者特別小口融資保証料助成を本年度も実施をし、中小企業者の経営安定、合理化に向けた支援を行ってまいります。また、商工会運営補助等の支援を行い、商工会との連携も密にし、商工業者が求められる支援制度や行政の新しい役割の発掘に向け、取り組んでまいります。

次に、山麓地域の活性化につきましては、南阪奈道路、国道165号線、大和高田バイパスの整備等による交通条件の飛躍的な向上により、田園都市としての機能が発揮できるまちづくりが期待されており、平成16年度に策定をいたしました地域再生整備計画に基づき、本年度は関係機関と協議しながら、事業実施に向け積極的に取り組んでまいります。

次に、企業誘致につきましては、大字忍海、薑、新村の工業地域において、企業数社と工場誘致の交渉を進めており、昨年度はその中の1社が工場建設に着手をされ、早期操業に向け順調に工事が進められております。

また、建設に向け、手続を進めておられる企業もあり、本年度は建設に着手されるものと考えております。さらに、平成18年度に工業系ゾーンとして設定された地域にも企業進出が見込まれております。今後も県との連携を図りながら、優良企業等の誘致を積極的に推進してまいります。

第3、やさしさ・生きがいのまちづくり。心豊かな人が育ち、誰もが生きがいをもって過ごすまち。

地域で支える子育て。

まず、かかりつけ医のいない妊婦の飛び込み出産をなくすため、市民税非課税世帯を対象に妊娠判定受診料の公費負担制度創設を行ってまいります。また、母体や胎児の健康を確保する上で、必要かつ重要な妊婦一般健康診査の公費負担回数を1回から5回に増やし、健やかな妊娠と出産を応援してまいります。さらに、発達上の問題をもつ子と保護者に対して、すくすく子育て相談や療育教室での専門的な支援を提供し、妊娠・出産・育児を通じて母子のよりよい関係づくりを支援してまいります。

次に、仕事と子育てを両立して安心して働ける環境づくりのため、地域で支え合いながら楽しく子育てができるよう、みんなで助け合うことを目的に、本年度は子育てを応援し

たい方、応援できる方を対象に、子育てサポーターの養成講座を開講いたします。

次に、保育所につきましては、公立保育所と民間の保育園が互いに連携を図り、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ってまいります。また、本年度からは国の次世代育成支援対策施設整備交付金事業にあわせ、民間保育園の施設整備に対する助成を図り、保育施設の充実及び安全確保に努めてまいります。

次に、学童保育事業につきましては、子育て支援の一環として、保護者が就労等で昼間家庭におられない小学校低学年児童を中心に実施しておりますが、さらに施設の充実及び運営の向上を図り、今後も児童の健全な育成に努めてまいります。また、昨年度より実施いたしました放課後子ども教室推進事業を、本年度も各小学校において週1回実施し、子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを充実させ、子育てと生きがいの両立を図ってまいります。

心豊かな人づくり。

まず、男女共同参画の推進につきましては、昨年度、市民の皆様の意識調査を実施いたしましたので、本年度はその調査をもとに男女共同参画基本計画を策定し、男女が互いにパートナーとして認め合い、人権を尊重しながら、男性、女性の性別にかかわらず責任を分かち合うこと、個々の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

学校教育の充実。

学校教育につきましては、昨年度配置をいたしました特別教育支援員を継続配置するとともに、適応指導教室所属の専門家の指導、支援を得て、充実した特別支援教育を目指してまいります。

次に、英語教育を担う外国人講師は、引き続き、幼稚園、小・中学校に配置をいたします。また、優れた芸術文化に触れて、豊かな感性を育み、文化の振興に役立てる「本物の芸術鑑賞事業」も引き続き実施いたします。

次に、施設面におきましては、白鳳中学校武道場の新築工事、また新庄小学校附属幼稚園遊戯室を、市道拡幅に伴い移築いたしますが、園児に、よりよい環境を提供できるよう整備してまいります。

芸術文化活動やスポーツ活動の振興。

まず、芸術文化活動の振興につきましては、市民の皆様が芸術文化活動を介して交流することで、まちへの誇りが生み出されるような事業展開を、中央公民館及び両文化会館連携のもと、展開してまいります。また、これまでの親子が触れ合う機会の創出、子どもの居場所づくりにも加え、団塊世代の退職の始まり等も視野に入れ、市民の皆様へのニーズにお応えできる生涯学習教室、講座の開催に努めてまいります。

次に、スポーツ活動の振興につきましては、市民体育祭を初めとして、各種のスポーツやレクリエーション大会等を関係機関と連携を図りながら、スポーツ活動への参加促進の場として、子どもからお年寄りまで、誰でも気軽に親しみ、楽しんで参加いただけるようさらに充実してまいります。

健康づくりの推進。

生活習慣病予防対策面では、これまでの基本健康診査から特定健康診査・特定保健指導に制度が変わり、従来から取り組んできた保健事業とあわせて、より一層健康づくりを支援してまいります。また、「きらり葛城21、イキイキ輝くまちプラン」につきましても、市民の皆様の健康への関心と意識を高めていただき、健康なまちづくりを目指してまいります。

高齢者福祉の充実。

介護保険制度が周知され定着している中、本市も高齢化率は20%を超え、要介護認定者が約1,350人となり、独居世帯や高齢者世帯の増加、高齢者が高齢者を介護する老老介護、認知症問題等が課題となっております。

そこで、本年度より地域支援事業等の充実を図るとともに、地域に密着した市民グループの活動を支援しながら、増加しつつある認知症対策に取り組み、誰もが生きがいを持って過ごせるまちづくりの実現に努めてまいります。

障害者福祉の充実。

昨年度、地域の障害者に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たすため、「中和地区3市1町障害者自立支援協議会」を設置いたしました。本年度は、この協議会を通じて関係機関と連携を図り、障害者の方が自立し、住みなれた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、相談支援の充実に努めてまいります。

生活保護受給者への支援。

生活保護につきましては、年々保護受給率がふえ続けておりますが、自立支援を推進していくためにも生活困窮者の医療費、介護制度、年金等の相談や、被保護者の訪問指導及び就業指導、高齢者への介護指導等の適切な助言を行ってまいります。

国民健康保健事業、後期高齢者医療制度の運営。

一昨年に医療制度改革関連法が成立し、健康保険法の一部改正により、現在は段階的に施行されているところでございます。

まず、国民健康保険につきましては後期高齢者支援金制度が創設されて、税率改正が求められることとなりましたが、市民の皆様に新たな負担を求めないという考え方のもとで、見直しを図ってまいります。

また、医療費適正化事業として、特定健康診査・特定保健指導が義務化されますが、地域住民の健康を守るという国民健康保険の原点に立ち返り、関係機関と連携しながら保健事業に最善の努力を注いでまいります。

次に、老人保健事業につきましては、高齢化による医療費増大が見込まれる中、国民皆保険を堅持し、将来にわたって持続可能なものとしていくため、高齢者医療制度が見直されました。老人保健は、本年度から県内全市町村が加入する広域連合が保険者として、後期高齢者医療保険に引き継がれスタートをいたします。また、各種申請や届け出等による窓口事務につきましては、従来どおり市町村が行うこととなっており、今後もこの事業が円滑に進められるよう高齢者の立場に立って取り組んでまいります。

第4、参画・活力のまちづくり。

市民の皆様と行政が目標を共有し、ともに取り組むまち。

市民参画による協働のまちづくり。

まず、市の政策を決定する過程で、市民の皆様に参加していただく機会を提供するとともに、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図ることを目的に、昨年度、パブリックコメント手続実施要綱を制定し、その制度化を図ったところでございます。今後の計画策定等においても、この制度が活かされ、市民の皆さんの意向が政策決定に反映されるよう努めてまいります。

また、市政モニター制度も引き続き実施し、より開かれた市政と市民の皆様との協働のまちづくりを進めてまいります。

地域情報化施策の推進。

地域情報化施策につきましては、日々刻々と進化する情報化社会に対応すべく、地域と行政における今後の情報通信技術施策推進のために、市民皆様への意向調査を実施し、多様なニーズをできるだけ反映した中長期的な施策の実現を図るための情報化計画を策定してまいります。

効率的で効果的な行財政運営。

まず、合併後3年半が経過をし、施設の統廃合を初め、検討すべき課題が多くある中、公共サービスのさらなる向上を目指し、引き続き行政改革推進委員会、行政改革推進本部を中心に取り組みを進めてまいります。

次に、本年度は市が行っているさまざまな事務事業について、目的や成果、効果をできるだけ数値化し、評価する行政評価についての研究をし、また一部事務事業につきましては試行評価を行ってまいります。

次に、歳入面につきましては、歳入の根幹である市税の収入と税負担の公平性を確保する意味から、滞納処分をさらに積極的に実施する等、徴収の強化を図り、収納率向上に努めてまいります。

次に、機構組織につきましては、専門職の職員の集約と効率性を向上させるため、都市整備部と産業建設部の2部を都市産業部の1部とし、都市計画課と建設課を都市整備課に統合、また、農林商工課を農林課と商工観光課に分け、総務部総務財政課にございました情報推進室を企画部情報推進課とするとともに、総務部に市民の皆様のお安全・安心を担う生活安全課を新設いたします。

以上、平成20年度における葛城市の主要な施策を中心に、その概要をご説明を申し上げます。このほかにも多くの施策がございますが、私を初め全職員が一丸となり、時代の動向や葛城市の将来を見据えながら市民ニーズを的確にとらえ、議員各位及び市民の皆様とのコミュニケーションを大切にして、施策を推進してまいります。

最後に、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力を賜り、計画いたしました諸施策が円滑に推進できますことを心から念願をし、平成20年度の施政方針といたします。

西川議長 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 23 分

再 開 午前 11 時 40 分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7、議第 4 号から日程第 21、議第 18 号まで、以上 15 議案を一括議題といたします。
本 15 議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第 4 号から議第 18 号までの 15 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第 4 号 葛城市後期高齢者医療に関する条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴う条例制定でございます。平成 20 年 4 月から始まります後期高齢者医療制度に関する事務につきまして、葛城市において行う事務、保険料を徴収すべき被保険者、普通徴収に係る保険料の納期等の必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第 5 号 葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例を制定することについてでございますが、本案につきましては現在、市内におきまして産業廃棄物処理施設、及び処理施設を設置している事業者において、その不適切な運用等により、周辺住民に迷惑を及ぼしている場合もございますので、このような事態を未然に防止するため、産業廃棄物の適正な処理の推進と生活環境の保全を目的として条例制定をするものでございまして、内容につきましては、産業廃棄物処理施設及び設備を設置する場合には意見書の申請時に関係者の同意書等の添付を、また、設備の設置に関しましては、関係行政機関への届出時に関係者の同意書等の添付を必要とする等の規定を設けるなど、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議第 6 号 葛城市行政組織条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、行政改革を進める中で、職員の減少による事務の合理化と行政サービスの向上を図るため、職員の専門職の集約と効率性を高め、産業建設部と都市整備部の 2 部を統合して都市産業部を設置するとともに、情報システムの関係事務を総務部から企画部へ変更する改正となっております。

次に、議第 7 号 葛城市都市計画審議会条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、葛城市都市計画審議会の事務局は都市整備部都市計画課となっておりますが、前議案の組織改革に関連して、事務局を都市産業部に変更する改正となっております。

次に、議第 8 号 葛城市監査委員条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う条例改正でございまして、監査委員の行う事務に健全化判断比率等及び資金不足比率等の審査の事

務を追加する改正となっております。

次に、議第9号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う条例改正でございまして、少子化対策が求められる中、公務においても長時間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度等を導入するための改正でございます。

次に、議第10号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、前議案の葛城市職員の育児休業に関する条例の一部改正に伴う条例改正でございまして、育児のための短時間勤務制度等に係る勤務時間等の規定を設ける改正となっております。

次に、議第11号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、前議案と同じく、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う条例改正でございまして、育児のための短時間勤務制度等に関する給与等の規定を設ける改正となっております。

次に、議第12号 葛城市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例に規定する産業廃棄物処理施設審議会の委員の報酬額を定め、別表に追加をする改正となっております。

次に、議第13号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴う条例改正でございまして、主な改正につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、算定額の税率を定める改正となっております。

次に、議第14号 葛城市母子医療費助成条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う条例改正でございまして、母子医療費の助成を受けることができる者を明確にするための改正となっております。

次に、議第15号 葛城市老人医療費助成条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う条例改正でございまして、老人医療費の助成を受けることができる者を明確にし、助成の範囲において高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金と読み替えを行い、入院時の生活療養費の適用者が拡大をされるためのもので、福祉医療の助成対象から外れるため、助成額から控除する額

として追加をするための改正となっております。

次に、議第16号 葛城市心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う条例改正でございまして、心身障害者医療費の助成を受けることができる者を明確にし、入院時の生活療養費の適用者が拡大をされるもので、福祉医療の助成対象から外れるため、助成額から控除する額として追加をするための改正となっております。

次に、議第17号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、国民健康保険法の改正に伴う条例改正でございまして、特定健康診査が義務づけられましたことにより、保健事業内容を変更するための改正となっております。

最後に、議第18号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、雇用保険法等の改正に伴う条例改正でございまして、雇用保険の受給資格要件が原則12カ月の被保険者期間となったことに伴う改正と、育児のための部分休業の対象となる子の年齢を引き上げるための改正となっております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本15議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第6号、議第8号から議第12号の6議案は総務文教常任委員会に、議第4号、議第5号、議第13号から議第18号の8議案は民生水道常任委員会に、議第7号議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第22、議第19号から日程第30、議第27号までの、以上9議案を一括議題といたします。

本9議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第19号から議第27号までの9議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第19号 土地改良事業の施行についてでございます。

本案につきましては、平成20年度に大畑地区で実施を予定している土地改良事業について、土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第20号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、本案につきましては、昨年7月に議決をいただきました忍海小学校校舎改築・改造工事の請負契約につきまして、建築基準法の一部改正に伴い、建築物の構造計算の見直しが必要となり、そ

の結果、変更前の契約金額 6 億 5,835 万円を変更後の契約金額 6 億 6,278 万 1,000 円として、工事請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第 21 号 平成 19 年度葛城市一般会計補正予算（第 4 号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 5,258 万 5,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 125 億 3,336 万 7,000 円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、年度末における予算の執行状況を把握いたしまして、不用額等の減額と国県支出金等の額の確定によります財源の調整等を行うものでございます。第 2 条では継続費の補正といたしまして、忍海小学校校舎改築・改造工事についてお願いするものでございます。また、第 3 条では繰越明許費といたしまして、あわせて 8 本の事業についてお願いをするものでございます。さらに、第 4 条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第 22 号 平成 19 年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,030 万 2,000 円の追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 3,794 万円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、退職被保険者等療養給付費と高額医療費共同事業拠出金の追加によるものでございます。

次に、議第 23 号 平成 19 年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,880 万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 7,455 万 1,000 円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、保険給付費の施設介護サービス費、居宅介護サービス計画給付費の減によるものでございます。

また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 40 万円の減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,370 万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、介護予防サービス費収入の介護予防サービス計画給付費収入の減少によるものでございます。

次に、議第 24 号 平成 19 年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,182 万円の減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 214 万 3,000 円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、高金利地方債の繰上償還に係る借換債等の下水道事業債及び年度末における予算の執行状況を把握した中、不用額等の減額を行うものでございます。また、第2条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第25号 平成19年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ583万6,000円の減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,896万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、年度末における予算の執行状況を把握した中で、不用額の減額を行うものでございます。

次に、議第26号 平成19年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ898万2,000円の減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,841万8,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、年度末における予算の執行状況の把握をいたしました中で、不用額等の減額を行うものでございます。

また、第2条では繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

最後に、議第27号 平成19年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、資本的支出に2,967万円の追加をいたしまして、資本的支出の総額を2億9,207万7,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、地方財政対策として地方財政法等の一部改正によりまして、高金利地方債の公債費負担の軽減が決定をされたことに伴います企業債の繰上償還でございまして。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本9議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第20号、議第21号、議第25号の3議案は総務文教常任委員会に、議第22号、議第23号、議第26号、議第27号の4議案は民生水道常任委員会に、議第19号、議第24号の2議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後2時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第31、議第28号から日程第41、議第38号まで、以上11議案を一括議題といたします。
本11議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第28号から議第38号までの11議案につきまして、一括して提案理由の説明を行います。

最初に、議第28号 平成20年度葛城市一般会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ127億5,700万円でございます。前年度当初予算と比較をいたしまして4億9,000万円、率にして4.0%の増となっております。

主な事業といたしましては、健康づくり推進事業、各種福祉事業、都市計画事業、幹線道路整備事業、農業農村総合整備事業、学校施設整備事業などとなっております。

また、歳出の性質別経費での構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が44.6%、建設事業費などの投資的経費が18.5%、その他が36.9%となっております。

歳入につきましては、市税では44億2,645万円で、前年比4.0%の減、地方交付税では28億3,000万円で、前年比11.9%の伸びを見込んでおります。

また、基金の繰入金といたしまして13億4,000万円を計上しております。

第2条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。第3条の地方債につきましては、合併特例債ほか、4件の起債の限度額を12億8,450万円と定めるものでございます。第4条の一時借入金につきましては、借入限度額を35億円とするものでございます。第5条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第29号 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ33億7,500万円でございます。前年度当初予算額と比較をいたしますと1億530万円、率にして3.0%の減となっております。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費で22億3,210万6,000円、後期高齢者医療制度の創設により新たに発生をいたしました後期高齢者支援金等として4億2,067万8,000円。老人保健拠出金で1億2,100万円、介護給付費で1億8,767万5,000円、共同事業拠出金で3億3,737万2,000円。また、医療保険者に実施が義務づけられる特定健康診査・特定保健指導を含め、保健事業費として4,257万5,000円となっております。これらの財源には保険税、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を事業勘定1億円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第30号 平成20年度葛城市老人保健特別会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,660万円でございます。4月から始ま

ります後期高齢者医療保険への移行によりまして、前年度当初予算額と比較をいたしますと22億4,840万円、率にして85.7%という大幅な減となっております。

歳出の主なものとしたしましては、医療諸費で3億7,319万6,000円となっております、これらの財源に支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金を見込んでおります。

次に、議第31号 平成20年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ19億2,500万円でございます、前年度当初予算と比較いたしますと1億3,930万円、率にして7.8%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付費で18億3,517万3,000円となっております、これらの財源には保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、介護サービス事業勘定では歳入歳出それぞれ1,650万円でございます、前年度当初予算と比較をいたしますと240万円、率にして17.0%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、職員給与費で831万4,000円、サービス事業費で731万9,000円となっております、これらの財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を保険事業勘定7,000万円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第32号 平成20年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ32億9,270万円でございます、高金利地方債の繰上償還に係る借りかえ等の実施による下水道事業債の増加により、前年度当初予算額と比較をいたしまして10億2,770万円、率にして45.4%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、公共下水道事業で9億5,704万1,000円、公債費で20億6,451万3,000円でございます、これらの財源は下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債等となっております。

第2条の地方債でございますが、下水道事業債の限度額を17億280万円と定めたものでございます。第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を5億5,000万円と定めたものでございます。

次に、議第33号 平成20年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,530万円でございます、前年度当初予算額と比較をいたしますと50万円、率にして0.2%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、人件費で8,805万円、給食材料費で1億6,120万8,000円となっております、これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を1,000万円と定めたものでございます。

次に、議第34号 平成20年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ239万円でございます。3件の償還終了などによりまして、前年度当初予算額と比較をいたしますと153万4,000円、率にして39.1%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、公債費償還で220万2,000円となっております。これらの財源には貸付金回収管理組合配分金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を100万円と定めたものでございます。

次に、議第35号 平成20年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,195万円でございます。霊苑整備工事費の減などによりまして、前年度当初予算額と比較をいたしますと1億1,545万円、率にいたしまして90.6%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、霊苑事業費で327万円でございます。これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

第2条の一時借入金は、借り入れの最高限度額を1,000万円と定めたものでございます。

次に、議第36号 平成20年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,663万円でございます。当年度当初予算額と比較をいたしますと26万円、率にいたしまして1.5%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で752万1,000円、介護認定審査会委員報酬450万円などとなっております。これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第37号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、新たに特別会計を設置し、予算計上させていただいたところでございます。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億8,350万円となっております。

歳出の主なものといたしましては、広域連合へ納付することとなります後期高齢者医療広域連合納付金2億7,387万9,000円となっております。これらの財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

最後に、議第38号 平成20年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございます。

本案につきましては、平成20年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万2,921戸、年間総配水量は530万3,000トンの予定をいたしております。

収益的収入は7億7,895万3,000円、収益的支出は7億3,324万1,000円でございます。歳出の主な内容につきましては、県営受水量を含む原水及び浄水費で3億3,086万9,000円、総係費で8,702万2,000円、減価償却費で1億6,142万2,000円となっております。

次に、資本的収入は1億4,058万1,000円、資本的支出は4億3,853万6,000円でございます。企業債の繰上償還といたしまして1億577万2,000円を含んでおります。不足する2億9,795万5,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本11議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第28号から議第38号までの11議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第28号から議第38号までの11議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任をいただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、阿古和彦君、同じく副委員長、吉村優子君。

以上です。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、3月19日午後1時30分から本会議を再開いたしますので、午後1時にご参集願います。

なお、7日午前9時30分から総務文教常任委員会、10日午前9時30分から民生水道常任委員会、11日午前9時30分から都市産業常任委員会、12日、13日、14日、それぞれ午前9時30分から予算特別委員会が開催されますので、各委員の方は日程表の日時に審査をよろしくお願います。

また、21日には午前10時から本会議が開催されますので、議員の皆様には午前9時30分に参集をお願いいたします。

皆様方には早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後2時49分